

現場分別マニュアル

目次

1. 現場分別することの意義	1
2. 現場分別品目等の設定方法	4
3. 現場における分別容器の設置方法	9
4. 現場における分別実演	11
5. 現場分別好事例	13

令和6年5月

関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会

1. 現場分別することの意義

1. 1 建設混合廃棄物の状況

「建設副産物副産物実態調査」(国土交通省)によると、都県別排出量、工事種類別排出量は、図1-1、1-2のとおりです。

また、建設混合廃棄物の排出量は工事量に伴い増減することから、排出量が多い建築工事1m²当たりの建設混合廃棄物排出量(原単位)の経年変化は、図1-3のとおりです。

- ・関東地方全体における建設混合廃棄物排出量は、平成7年度から平成17年度にかけて減少傾向でした。平成17年度以降は、微増傾向です(図1-1、1-2)。
- ・東京都で施工した工事から発生する建設混合廃棄物の割合が最も高く、関東地方全体の約3割を占めています(平成30年度は約5割)。一都三県で施工した工事から発生する建設混合廃棄物の割合は、約7~9割を占めています(図1-1)。
- ・工事種類では、新築・増改築工事から発生する建設混合廃棄物の割合が、関東地方全体の約6~7割を占めています。解体工事から発生する建設混合廃棄物の割合は、関東地方全体の約2~3割を占めています(図1-2)。
- ・解体(木造)工事の原単位は、減少傾向にあります。他の建築工事の原単位はほぼ横ばいです。とくに、新築・増改築(木造)の原単位は平成17年度以降、上昇しています(図1-3)。

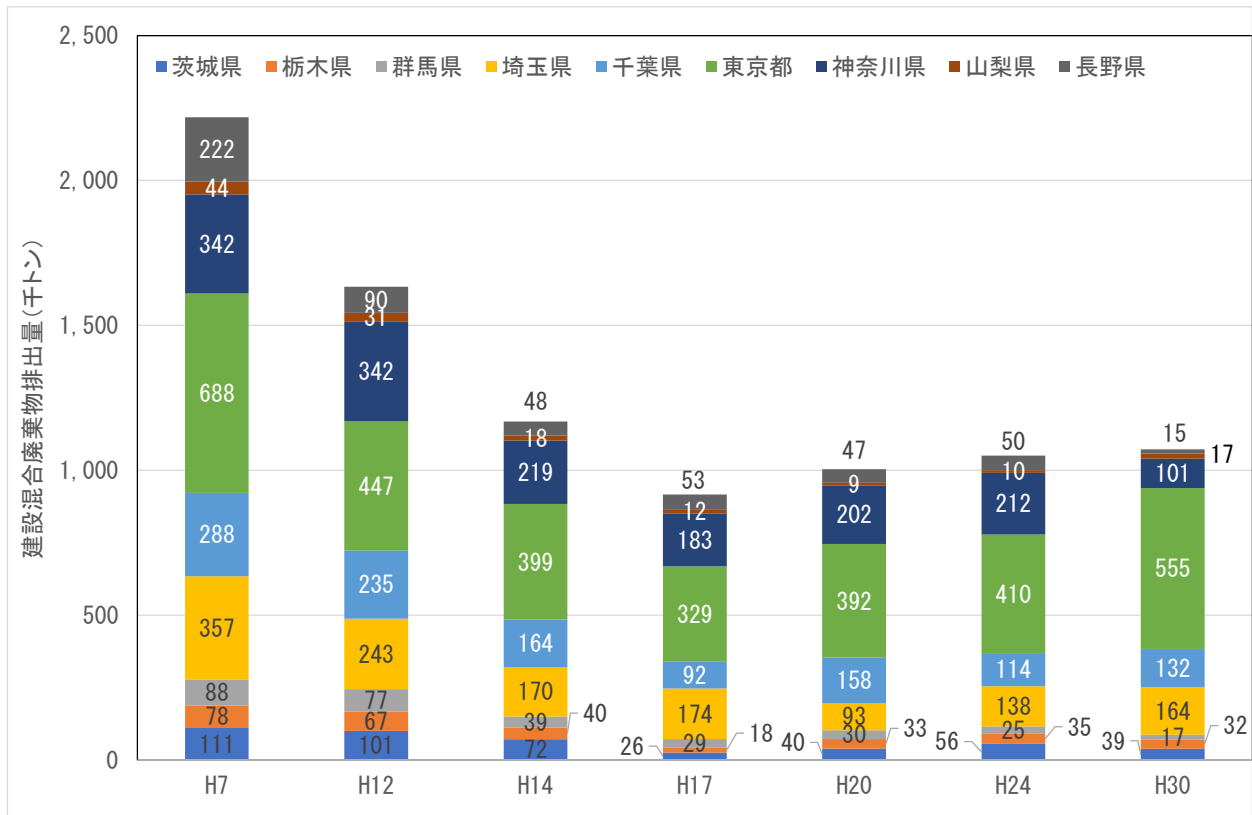


図1-1. 関東地方における都県別一建設混合廃棄物排出量

出展：国土交通省「建設副産物実態調査」

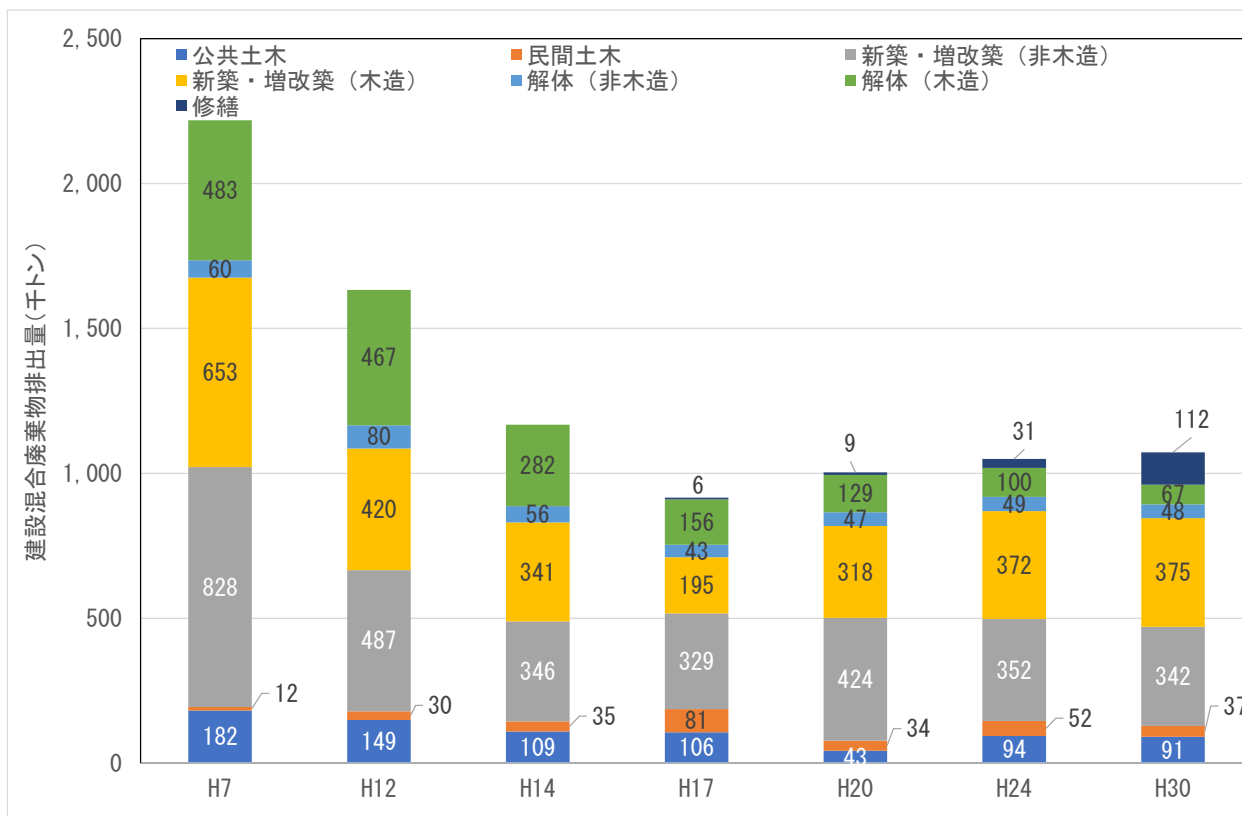


図 1 - 2. 関東地方における工事種類別一建設混合廃棄物排出量

出展：国土交通省「建設副産物実態調査」

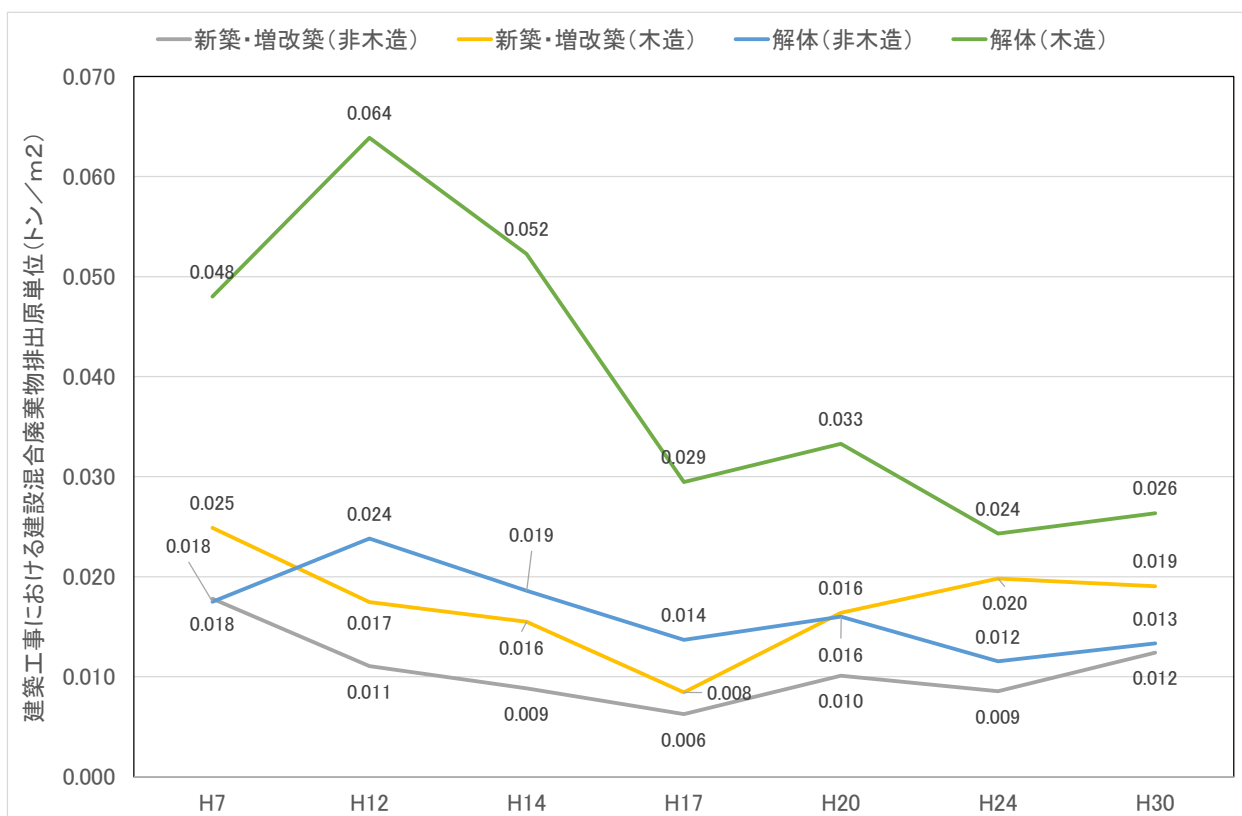


図 1 - 3. 関東地方における工事種類別一建設混合廃棄物排出原単位

出展：国土交通省「建設副産物実態調査」

新築・増改築（非木造）工事で発生した建設混合廃棄物は、写真1-1、1-2のとおりです。建設混合廃棄物の中には、木くずや紙くずなど分別が可能な廃棄物がまだ含まれています。

これらの廃棄物が分別できていれば、リサイクルすることが可能です。循環型社会の形成のためには、可能な限り建設廃棄物の再資源化を図る必要があります。元請業者、産業廃棄物収集業者・処理業者などの関係者の協力のもと、現場分別を徹底し建設混合廃棄物排出量の削減が重要となります。



写真1-1. 新築・増改築（非木造）工事で発生した建設混合廃棄物サンプル



写真1-2. 新築・増改築（非木造）工事で発生した建設混合廃棄物サンプル

※参考：不法投棄物の取扱い

土木工事から発生する建設混合廃棄物で、土地の掘削等に伴う不法投棄物が発生する場合があります。この対応については、「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」（土木研究所監修 土木研究センター編）を参照してください。

1. 2 本マニュアルの目的

本マニュアルは、循環型社会の形成のため、建設工事の元請業者や協力業者が、産業廃棄物処理業者（収集・運搬業者を含む）と調整しながら、現場分別の徹底により建設混合廃棄物発生量の削減、そして、建設廃棄物の再資源化を促進することを目的に作成しました。

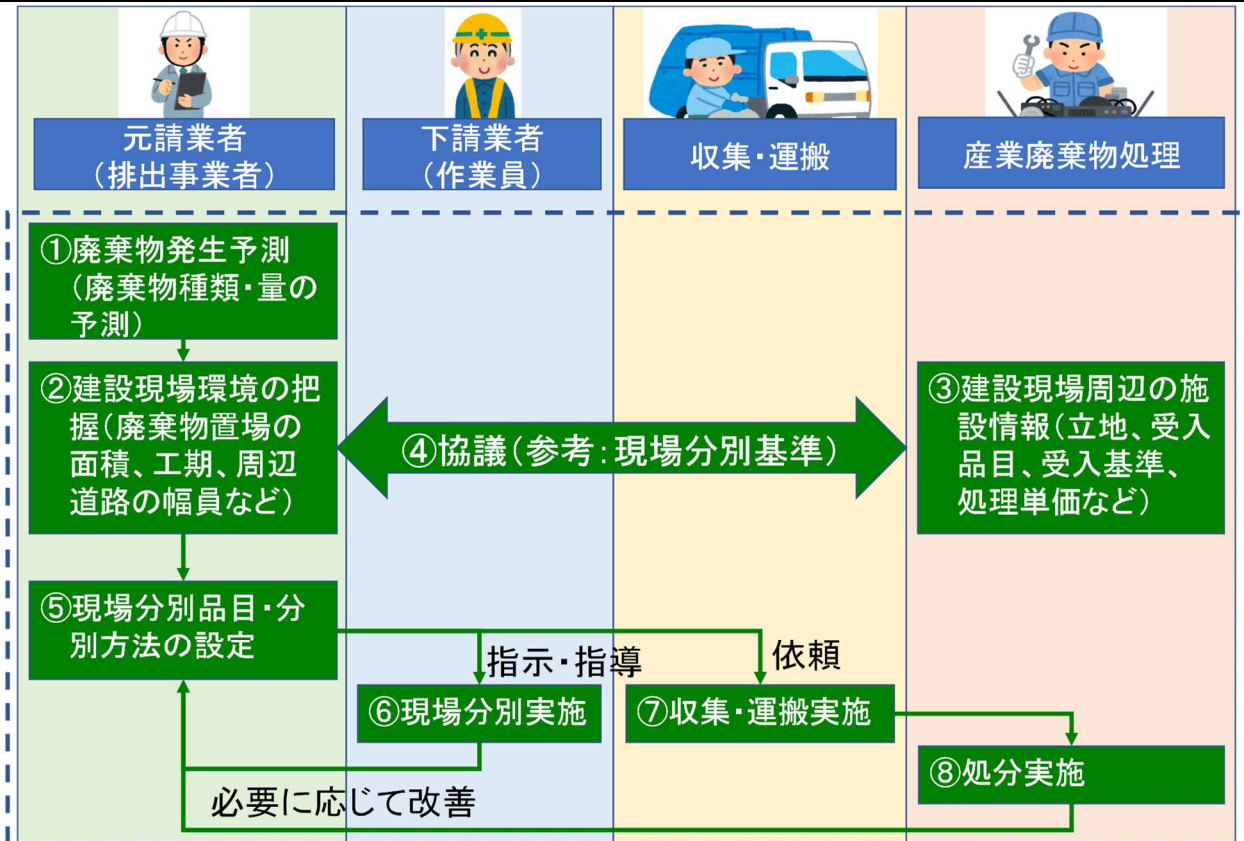
なお、発生する建設廃棄物の種類・状況などから、「土木工事」、「新築工事」、「解体工事」の各現場において適切な現場分別を行うために活用いただくことを目的に作成したものです。

2. 現場分別品目等の設定方法

【建設現場の環境や現場周辺の施設情報などを考慮して現場分別品目の設定が必要です】

現場分別品目の設定に当たっては、次の予測や把握等が必要です。

- ① 廃棄物発生予測（廃棄物種類・量の予測）
- ② 建設現場環境（廃棄物置場の面積、工期、周辺道路の幅員など）の把握
- ③ 建設現場周辺の施設情報（立地、受入品目、受入基準、処理単価など）の把握
- ④⑤ 産業廃棄物処理会社と現場分別品目や方法に関する協議・決定



※これら一連の流れを必要に応じて工事区分ごとに実施

例: 準備工事→解体工事→土工事→杭・山留め工事→躯体工事→仕上工事

図 2 - 1. 現場分別品目等の設定方法フロー図

①廃棄物の発生予測（廃棄物種類や量）

工事の内容から、発生する廃棄物（搬入した資材・梱包材が廃棄物となるもの等）の種類やそれぞれの量を工事区分ごと、かつ、月別に把握します。

また、建設現場に納入する材料メーカーと、梱包材や広域認定※されている資材などの引き取りについて事前に協議し、建設廃棄物の発生抑制を検討します。

なお、金属くず、汚れなどのないダンボールや廃プラスチック類は、有価物となる可能性がありますので、処理会社と事前に協議し、建設廃棄物の発生抑制を検討します。

<広域認定制度>

製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体毎の許可を不要とする特定制度

出展：環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/content/900536962.pdf>

②建設現場環境の把握（廃棄物置場の面積、工期、周辺道路の幅員など）

建設現場の環境として、「廃棄物置場の面積」や「工期」、「周辺道路の幅員など」を把握し、廃棄物置場を設置できる分別容器の大きさ、設置場所、回収回数、収集運搬車両の大きさなどを検討します。

③建設現場周辺の施設情報の把握（立地、受入品目、受入基準、処理単価など）

建設現場の周辺に立地している産業廃棄物処理施設の情報を入手します。施設の許可品目・立地などは、都県・政令市又は各都県産業資源循環協会のホームページで検索ができます。

なお、受入基準や処理単価などは上記ホームページでは掲載されていないので、各社に電話や電子メール等で問合せを行ってください。

表 2-1. 都県・政令市における産業廃棄物所管部署

都県	政令市	部課係	電話番号
茨城県		県民生活環境部 廃棄物規制課	029-301-3027
	水戸市	生活環境部 廃棄物対策課	029-291-6917
栃木県		環境森林部 資源循環推進課	028-623-3154
	宇都宮市	環境部 廃棄物対策課	028-632-2928
群馬県		環境森林部 廃棄物・リサイクル課	027-226-2861
	前橋市	環境部 廃棄物対策課	027-898-5953
	高崎市	環境部 産業廃棄物対策課	027-321-1325
埼玉県		環境部 産業廃棄物指導課	048-830-3121
	さいたま市	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課	048-829-1608
	川越市	環境部 産業廃棄物指導課	049-239-7007
	越谷市	環境経済部 廃棄物指導課	048-963-9188
	川口市	環境部 産業廃棄物対策課	048-228-5380
千葉県		環境生活部 廃棄物指導課	043-223-2655
	千葉市	環境局 資源循環部 産業廃棄物指導課	043-245-5683
	船橋市	環境部 廃棄物指導課	047-436-2444
	柏市	環境部 産業廃棄物対策課	04-7167-1696
東京都		環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課	03-5388-3587
	八王子市	資源循環部 廃棄物対策課	042-620-7458
神奈川県		環境農政局 環境部資源循環推進課	045-210-4157
	横浜市	資源循環局 事業系廃棄物対策部 事業系廃棄物対策課	045-671-3446
	川崎市	環境局 生活環境部 廃棄物指導課	044-200-2593
	相模原市	環境経済局 廃棄物指導課	042-769-8335
	横須賀市	環境部 廃棄物対策課	046-822-8418
山梨県		環境・エネルギー部 環境整備課	055-223-1518
	甲府市	環境部 環境対策室 ごみ収集課	055-241-4313
長野県		環境部 資源循環推進課	026-235-7164
	長野市	環境部 廃棄物対策課	026-224-7320
	松本市	環境エネルギー部 廃棄物対策課	0263-47-1350

表 2-2. 各都県産業資源循環協会

一般社団法人茨城県産業資源循環協会
公益社団法人栃木県産業資源循環協会
公益社団法人群馬県環境資源創生協会
一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
一般社団法人千葉県産業資源循環協会
一般社団法人東京都産業資源循環協会
公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
一般社団法人山梨県産業資源循環協会
一般社団法人長野県資源循環保全協会

④協議、⑤現場分別品目・分別方法設定

元請業者（排出事業者）は、現場分別品目や分別方法を設定するため、建設現場周辺の産業廃棄物処理施設と協議を行ってください。

その際、本マニュアルに記載している現場分別基準（「土木工事用現場分別基準」「新築工事用現場分別基準」「解体工事用現場分別基準」）から、建設現場環境等を考慮して、適用するステージ及び現場分別品目や分別方法などを設定します。

<決定事項案>

- ・ 建設廃棄物回収容器
- ・ 回収容器の設置場所
- ・ 建設廃棄物の回収頻度
- ・ 建設廃棄物の回収依頼方法
- ・ 現場作業員への現場分別徹底方法・周知や教育方法

⑥現場分別実施

元請業者（排出事業者）は、作業員に対して現場分別の徹底を指示します。

たとえば、産業廃棄物処理施設と連携した後述の「現場における分別実演」や、現場分別好事例での「?（はてな）ボックスの導入」や「混合廃棄物の分別状況確認」、「現場分別啓発ポスターの掲載」などの取組みも参考にしてください。

<建設現場環境に応じた分別品目例>

建設現場によって、廃棄物置場の面積や躯体工事などの工事区分などの状況異なります。現場分別の目安となる『ステージ』を次のように設定しました。

表 2-3. 建設現場環境に応じたステージの考え方

ステージ	現場環境例	分別の状況	分別品目例
ステージ0	廃棄物置場 狭	分別スペースに全く余裕がないため、建設リサイクル法などの 法令で分別が求められている必要最低限の分別	コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト塊、アスベスト（石綿）などの有害物質
ステージ1	躯体工事などの工事区分	ステージ0に、分別しなければ 他の建設副産物の再資源化を阻害する品目 を追加	ステージ0の分別品目 + 廃石膏ボードなど
ステージ2		ステージ1に、 広域認定制度で再資源化できる品目 を追加	ステージ1の分別品目 + グラスウール材、ロックウール材、パーティクルボードなど
ステージ3		ステージ2に、 マテリアルリサイクルルート、サーマルリサイクルが可能な品目 を追加	ステージ2の分別品目 + 塩化ビニル管・継手、紙くず、金属くずなど
ステージ4		ステージ3に、 汚れや色の有無により分別可能な品目 を追加	ステージ3の分別品目 + 廃プラスチック類、木くずなど汚れの有無により分別
ステージ5		ステージ4から、さらに 可能な限り分別すべき品目 を追加	ステージ4の分別品目 + 廃プラスチック（硬質、軟質）、コンクリート塊の大きさや異物付着などにより分別

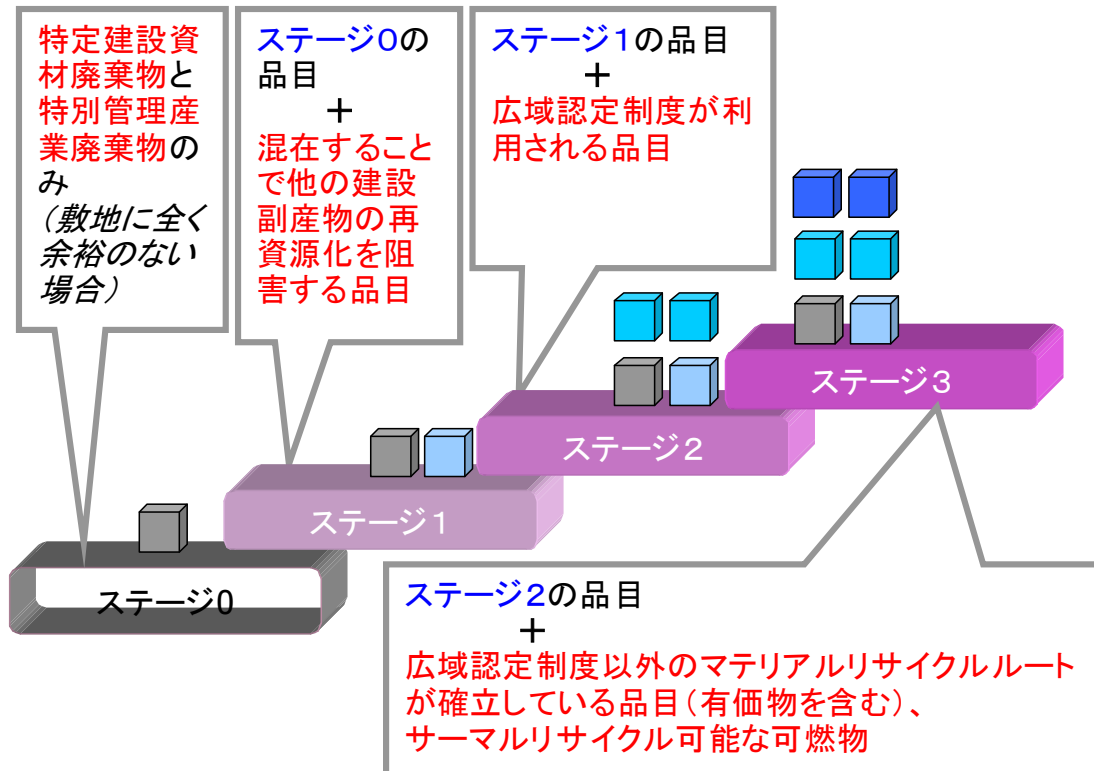


図 2-2. 建設現場環境に応じた分別品目例

3. 現場における分別容器の設置方法

現場での分別を行うため、各品目に応じた分別容器の設置を行うこととします。なお、設置した分別容器には、分別シールや写真などを用いて分別する品目名をわかりやすく表示することが有効です。



写真 3-1. 分別容器の設置・品目表示イメージ

<産業廃棄物>


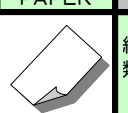

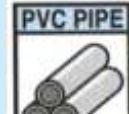

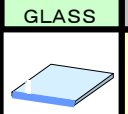



WOOD 	【木くず】 例：木くず (竹、葉は除く)	PAPER 	【紙くず】 例：紙類(梱包紙等) ガムテープ等テープ類の芯	CORRUGATED PAPER 	【ダンボール類】 例：ダンボール
PVC PIPE 	【塩ビ管】 ※汚れを落とすこと	METAL 	【金属類】 例：金属くず、針金、 番線くず、 アルミ線	GLASS 	【ガラス類】 例：ガラス類、 陶磁器類
PLASTIC 	【廃プラスチック類】 例：梱包紐、PP袋、 ビニル袋、 ブルーシート等	MIX 	【その他の混廃】 混 合	GARBAGE 	<一般廃棄物> 例：空缶、空瓶、 弁当のゴミ

図 3-1. 分別シールの例

なお、分別容器は、廃棄物置場の広さや廃棄物の発生状況を踏まえ、より現場の実態にあった容器を選択します。なお、必要に応じて工事の各区分・段階で適した分別容器を変更する必要があります。

また、どうしても現場作業員がどの品目に分類してよいか判断できない場合、後ほど廃棄物担当者への確認や処理業者と相談をするため、分別不明の「? (はてな) ボックス」を設置することも有効です。

【分別スペースが狭い現場では、小型コンテナ（1 m³）やフレコンバック推奨】



写真3-2. 小型コンテナ(1 m³)



写真3-3. フレコンバックと分別用ボックス

4. 現場における分別実演

建設現場では、作業員が入れ替わることが多々あります。新規入場時に分別に関しても教育を行ってください。それ以外のタイミングにおいても、分別に関する実演を行い、作業員の意識向上を図っていく必要があります。

分別に関する実演は、次の4回を例示していますが、現場の状況（大きさ、工程など）により、回数を増減する必要があります。なお、小規模現場で作業員が少ない現場や工期が短い現場については、週一回行う定例会や朝礼などを活用して分別実演を行う方法もあります。

なお、産業廃棄物処理会社と連携して分別実演（実際の分別状況も含む）することで、現場分別の更なる徹底が期待されます。

<分別実演のタイミング例（比較的大規模な解体時）>

- ① 躯体工事時（内装解体時）
- ② 内装工事時（躯体解体時）
- ③ 作業員が増えたときなどの中間時
- ④ 最終工程段階

<分別実演のタイミング例（比較的小規模な解体時）>

- ① 週一回の定例会や朝礼など



写真4. 産業廃棄物処理業者による実際の現場で発生した廃棄物を使った分別実演風景

●建設混合廃棄物の排出量を削減するため、次に示す分別を徹底しましょう！

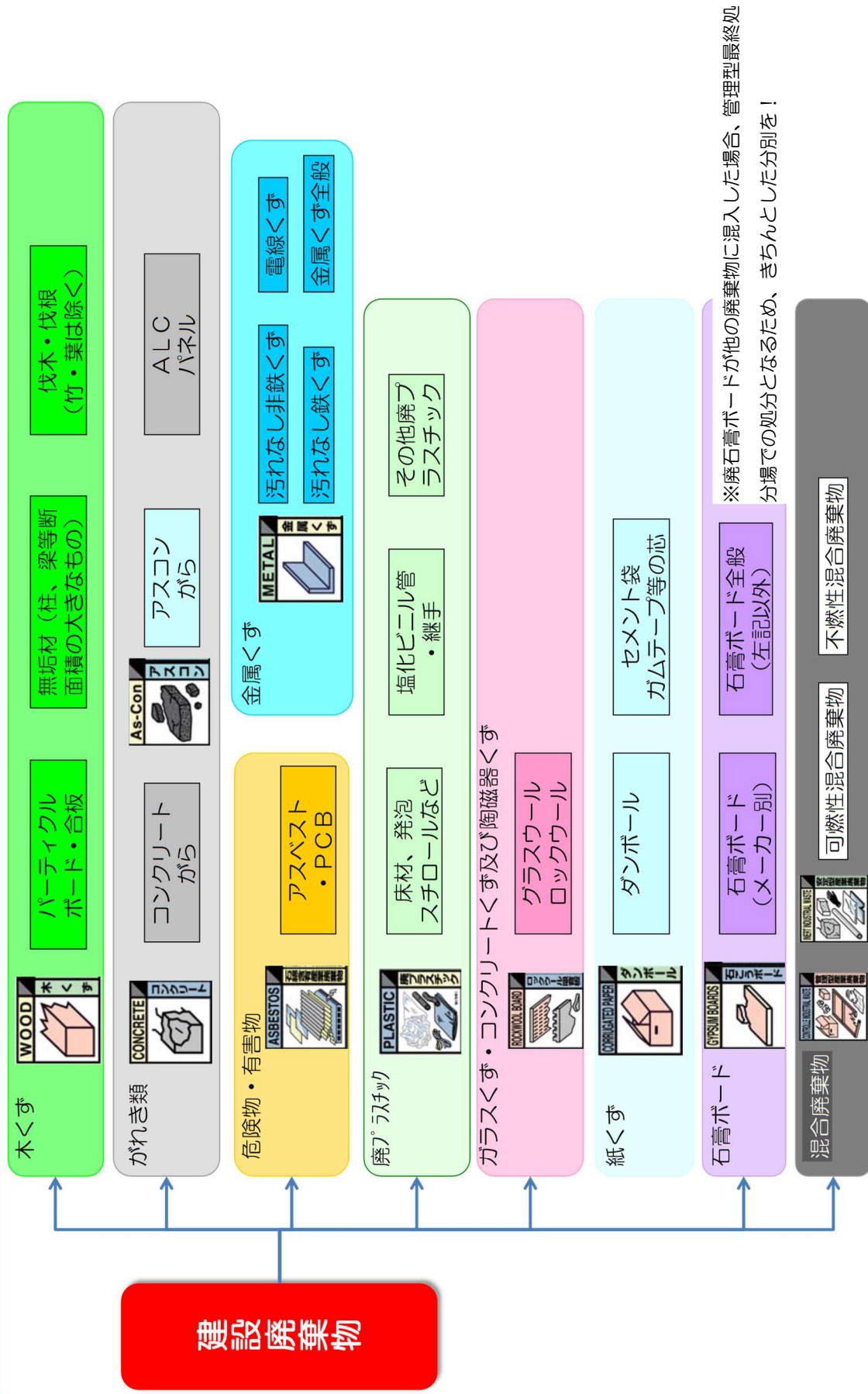


図 4. 建設廃棄物の現場分別啓発ポスター（イメージ）

5. 現場分別好事例






建築工事における現場分別好事例は、次のとおりです。

公表年次	事例	出典
H28	西松建設(株)関西支店 常翔梅田出張所	近畿建設リサイクル表彰
H29	清水建設(株) 東京ビックサイト東側仮設展示場の建設事業	3R推進功労者等表彰
R01	(株)長谷工コーポレーション (仮称)彦根駅東口計画新築工事	近畿建設リサイクル表彰
R01	(株)竹中工務店北関東支店 凸版印刷株式会社深谷工場実装工事作業所	3R推進功労者等表彰
R05	さいたま市立神田小学校便所改修工事	令和5年度「現場分別マニュアル(案)」試行工事
R05	飯田高等学校 管理混合教室棟トイレ改修工事	令和5年度「現場分別マニュアル(案)」試行工事



写真5. 建設混合廃棄物の例（上記事例とは関係ありません）

<西松建設(株) 関西支店>

表彰種類	平成 28 年度 近畿建設リサイクル表彰（会長賞）
出典	https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/fukusan/hyoushou/019a8v000004bc7z-att/01_h28nisimatu.pdf
受賞者	西松建設(株) 関西支店 常翔梅田出張所 学校法人 常翔学園 梅田キャンパス（仮称）新築工事 ～混合廃棄物ゼロへの挑戦～「?ボックス」の導入～
現場分別	<p>現場分別徹底のための工夫</p> <p>分別品目を 11 分別と細分化し、工程ごとに作業員が入れ替わる建築現場において、分別を徹底するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①作業員へ入場前に分別品目を通知 ②新規入場者に対して現場分別の説明 ③「?（はてな）ボックス」を導入し、職長会が「?（はてな）ボックス」内を分別 ④必要に応じて再資源化施設職員による分別品目の説明会の開催 ⑤「?（はてな）ボックス」に入っていたものの分別先の徹底 ⑥週 2 回の職長会によるパトロールの実施 <p>といった仕組みを構築し、最終埋立て処分率 1% を達成しました。</p> <p>職長会では「?（はてな）ボックス」に入ったものの分別先を明確にすることで、最終的に「?（はてな）ボックス」に収められる品目はなくなりました。</p> <p>また、職長が自ら分別を行うことで、職員に分別意識が定着し、通常混合廃棄物として搬出されるものが品目ごとに分別され、コスト削減にも繋がりました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>産廃業者による分別指導</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>クリーンステーションの維持管理</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>環境パトロール</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>分別状況確認</p>  <p>分別はよいか?</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>環境パトロール</p>  <p>クリーンステーションまわりはきれいに!</p> </div> </div>

<清水建設株>

表彰種類	平成 29 年度 3 R 推進功労者等表彰（内閣総理大臣賞）
出典	https://www.3r-suishinkyogikai.jp/data/commend/29_gaiyou/h29_02.pdf
受賞者	<p>清水建設株</p> <p>東京ビックサイト東側仮設展示場の建設事業</p> <p>～容易に撤去が出来るリサイクル 100%の展示場の建設～</p>
現場分別	<p>分別活動</p> <p>工事中は産業廃棄物の分別管理を徹底し、躯体工事中は外部に、仕上工事中は内部に職長会主導でエコステーションを設定して運営を行った。</p> <p>エコステーションのエリアは 10 品目の分別箱を設定し、分別意識向上を図るため、廃プラを非塩ビ系（軟質／硬質）と塩ビ系と分けて表示し、混合廃棄物削減のために混廃とそれ以外の処分実単価を併記表示した。</p> <p>また、石膏ボード端材と付着物の分別、その他の分別物も写真を掲示し、分別徹底を図った。</p> <p>分別の判断に迷うものについては、従来の工事では電話による窓口を用意していることが多かったが、回答者に正確に伝わらずに間違った分別をしてしまうことがあった。</p> <p>そこで、同工事では回答窓口を電子メールで用意し、メールアドレスをQRコード化した。分別の判断が難しい品目については実物の写真を撮り、分別箱の近くに貼ってあるQRコードを読み取って写真を送ることで、回答者が正確に内容を把握して回答することが出来、分別の精度が上がった。</p> <p>現場に資材納品時にはユニット施工による簡易梱包化を徹底し、CO₂削減にも寄与した。このような取組で総量原単位 14.6 kg/m²、リサイクル率 93.4%を達成した。同工事で培った経験は多現場でも展開可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div data-bbox="363 1485 895 1854" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="922 1485 1434 1854" data-label="Image"> </div> </div> <p style="text-align: center;">場外エコステーション</p> <p style="text-align: center;">分別品目がわからない？</p>

<㈱長谷工コーポレーション>

表彰種類	令和元年度 近畿建設リサイクル表彰（会長賞）
出典	https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/fukusan/hyoushou/019a8v000004bc7z-att/08_hasekou_hikoneeki.pdf
受賞者	㈱長谷工コーポレーション （仮称）彦根駅東口計画新築工事 ～作業所一丸でリサイクル率80%以上に挑戦した3R活動の推進～
現場分別	<p>分別活動</p> <p>当作業所はRC造地上12階建、共同住宅66戸、延床面積5,555.95㎡の工事となり、着工当初より作業所の所長方針である『リサイクル率80%以上』を目標に、職長会を主導に全職方と元請所員が一体となり廃棄物の分別活動（17品目）に取り組みました。</p> <p>職長会が主体となり廃棄物の分別活動を実施しました。職長会・所長による分別状況、管理状況の確認を行い改善の必要な場合は撮影した状況の写真を活用、打ち合わせ会議にて指導教育を実施。着工当初より『リサイクルヤード』を設置し17品目（コンガラ、アスガラ、その他がれき類、ガラス陶器くず、木くず（A）、木くず（B）、廃プラ、廃ウレタン、塩ビ管、廃石膏ボード、金属くず、紙くず、建設汚泥、混合廃棄物、一般廃棄物、空き缶、ペットボトル）の廃棄物に分別管理を徹底、全職方協力により分別によるリサイクルの推進を行った。又、隔週、全職方による一斉清掃を実施し分別促進、分別確認を実施。結果、混合廃棄物原単位：0.56kg/㎡、リサイクル率98.28%と高い結果を達成しました。</p> <div data-bbox="549 1312 1203 1809" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">混合廃棄物の分別状況確認</p>

<株式会社竹中工務店>

表彰種類	令和元年度 3R推進功労者等表彰（国土交通大臣賞）
出典	https://www.3r-suishinkyogikai.jp/data/commend/r01_gaiyou/r01_08.pdf
受賞者	<p>(株)竹中工務店 北関東支店</p> <p>凸版印刷株式会社 深谷工場実装（Phase6・7）工事作業所</p> <p>～廃プラ問題を解決するマテリアル分別をはじめとした三位一体の新3rによる資源循環システムの構築～</p>
現場分別	<p>リサイクル</p> <p>マテリアルリサイクルを推進するために中間処理業者と連携して既存リサイクル品目の細分化を行った。特に廃プラスチックについては組成の調査を行い、その結果を基にマテリアルリサイクル可能なものについては中間処理業者の協力を得て、新規処理ルートを開拓した。</p> <p>新品目設定後は、中間処理業者を連携しながら作業所にて分別教育や産廃Boxの設置を行い、工事の進捗ごとに組成調査をする一連の流れをサイクルとして回すことでマテリアルリサイクル品目を増やしマテリアルリサイクル率の向上を行った。</p> <p>成果として、マテリアルリサイクル率 86.0%、リサイクル率 99.0%（コンクリートがら・アスファルトがらを除いた場合のマテリアルリサイクル率 81.9%、リサイクル率 98.5%）を達成した。</p> <p>また、マテリアルリサイクル率向上のため、産廃ヤードの「見える化」に力を入れ、実物を表示するなど掲示物を工夫することで、分別の難しいリサイクル方法の作業所分別の精度を高めた。他にも新しい試みとして、産廃ヤードの分別状況や変化を作業所に対して随時フィードバックするために、中間処理業者の収集ドライバーによる「マイドクター化」の仕組みを作った。</p> <div data-bbox="576 1462 1182 1910" data-label="Image"> </div> <p>マテリアルリサイクル品目（廃プラスチック）</p>


<株)ユーディーケー：埼玉県さいたま市>

出典	令和5年度 「現場分別マニュアル(案)」 試行工事
工事名	さいたま市立神田小学校便所改修工事
発注者	さいたま市 建設局
元請業者	株式会社ユーディーケー
現場分別	<p><工事概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～4階男女便所改修、みんなのトイレ新設、スロープ改修 ・ 鉄筋コンクリート造4階建て 学校 ・ 工期：令和5年7月3日～令和5年11月17日 <p><現場環境></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入道路幅：6メートル 大型車搬入可 ・ 分別スペース：20m² ⇒産業廃棄物フレコンバック1m³を6個設置、金属くずコンテナ1台設置 <p><現場分別></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初、建設混合廃棄物の発生予定量：21.32トン ⇒実績 11.83トン ・ 着手当初に「産業廃棄物発生予測 計画」を作成 ・ 建設現場環境(分別スペース 搬入道路幅)を把握 ・ 分別ステージ3を基本として産業廃棄物処理施設と分別内容を調整した。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良い効果： <ul style="list-style-type: none"> ①建設混合廃棄物が想定より削減できた。 ・ 考慮する点： <ul style="list-style-type: none"> ①分別スペースが限られていたので、フレコンバック1m³としたが、産業廃棄物の発生時期には、頻度多く回収した。



産業廃棄物分別状況(金属くず：コンテナ、他の3品目：フレコンバック)

<勝間田建設(株)：長野県飯田市>

出典	令和5年度 「現場分別マニュアル(案)」 試行工事																																																																																				
工事名	飯田高等学校 管理混合教室棟トイレ改修工事																																																																																				
発注者	長野県 教育委員会																																																																																				
元請業者	勝間田建設株式会社																																																																																				
現場分別	<p><工事概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校トイレの便器取替え及び天井・壁・床の改修工事 ・鉄筋コンクリート造4階建て 学校 ・工期：令和5年7月4日～令和5年11月1日 <p><現場環境></p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入道路幅：5.5メートル 大型車搬入可 ・分別スペース：20m² ⇒産業廃棄物コンテナ 8m³を1台設置 <p><現場分別></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初、建設混合廃棄物の発生予定量：1,430kg ⇒<u>実績0トン</u> ・着手当初に「産業廃棄物発生予測 計画」を作成 ・建設現場環境（分別スペース、 「産業廃棄物発生予測 計画」(抜粋) 搬入道路幅)を把握 ・<u>分別ステージ3</u>を基本として産業廃棄物処理施設と分別内容を調整した。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・良い効果： <ul style="list-style-type: none"> ①処理費が削減 ②コンテナボックス周辺が整理整頓され綺麗になった。 ・考慮する点： <ul style="list-style-type: none"> ①コンテナボックスの設置スペースが必要 ⇒特定のコンテナボックスの入れ替えの回数が増え、入れ替え車両の寄り付き等を考慮した場所が必要である。 産業廃棄物8m³コンテナ(フレコンバツなどで混載) ⇒コンテナボックスの分別状況をチェックする現場員が必要になり元請の労務負担が増える。 <table border="1" data-bbox="762 1003 1428 1332"> <thead> <tr> <th>搬出場所・工程</th> <th>産業廃棄物品目</th> <th>特別管理</th> <th>石綿含有</th> <th>7月 搬出量(m3)</th> <th>8月 搬出量(m3)</th> <th>9月 搬出量(m3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3・4階トイレ 内部 解体除去工事</td> <td>木くず</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.0</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>金属くず</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.0</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>陶磁器くず</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.0</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>廃プラ・ビニール</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.0</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>ケイカル板</td> <td>-</td> <td>有</td> <td>0.0</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3・4階トイレ 内部 左官工事</td> <td>モルタル・コンクリート塊</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.0</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3・4階トイレ 内部 内装工事</td> <td>金属くず</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>廃プラ・ビニール</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>ケイカル板</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3・4階トイレ 内部 仮設工事</td> <td>木くず</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>廃プラ・ビニール</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 	搬出場所・工程	産業廃棄物品目	特別管理	石綿含有	7月 搬出量(m3)	8月 搬出量(m3)	9月 搬出量(m3)	3・4階トイレ 内部 解体除去工事	木くず	-	-	0.0	3.0		"	金属くず	-	-	0.0	3.0		"	陶磁器くず	-	-	0.0	2.0		"	廃プラ・ビニール	-	-	0.0	0.5		"	ケイカル板	-	有	0.0	2.0		3・4階トイレ 内部 左官工事	モルタル・コンクリート塊	-	-	0.0	0.1		3・4階トイレ 内部 内装工事	金属くず	-	-	0.0	0.0		"	廃プラ・ビニール	-	-	0.0	0.0		"	ケイカル板	-	-	0.0	0.0		3・4階トイレ 内部 仮設工事	木くず	-	-	0.0	0.0		"	廃プラ・ビニール	-	-	0.0	0.0	
搬出場所・工程	産業廃棄物品目	特別管理	石綿含有	7月 搬出量(m3)	8月 搬出量(m3)	9月 搬出量(m3)																																																																															
3・4階トイレ 内部 解体除去工事	木くず	-	-	0.0	3.0																																																																																
"	金属くず	-	-	0.0	3.0																																																																																
"	陶磁器くず	-	-	0.0	2.0																																																																																
"	廃プラ・ビニール	-	-	0.0	0.5																																																																																
"	ケイカル板	-	有	0.0	2.0																																																																																
3・4階トイレ 内部 左官工事	モルタル・コンクリート塊	-	-	0.0	0.1																																																																																
3・4階トイレ 内部 内装工事	金属くず	-	-	0.0	0.0																																																																																
"	廃プラ・ビニール	-	-	0.0	0.0																																																																																
"	ケイカル板	-	-	0.0	0.0																																																																																
3・4階トイレ 内部 仮設工事	木くず	-	-	0.0	0.0																																																																																
"	廃プラ・ビニール	-	-	0.0	0.0																																																																																

現場分別基準【新築工専用】

分別品目名	品質区分1	品質区分2	品質区分3	品質区分4	名称(仮称)	具体的な品目例	条件	留意点	ステージ0	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4	ステージ5	
①廃プラスチック類	広域認定製品				廃プラスチック全般	下記品目を含む廃プラスチック全般						○	○	○	○
	有価物				プラスチック系有価物	床材、押出ボード、発泡スチロールなど	汚れ、異物付着・混入無し	品目別、メーカー別に分別。			○	○	○	○	○
	汚れ、異物付着・混入有り				塩ビ系	汚れあり塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど							○	○
					非塩ビ系	汚れあり非塩ビ系	PPバンド、ビニールシート、空スプールなど							○	○
	汚れ、異物付着・混入無し		プラスチックのみ		塩ビ系	汚れなし塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど							○	○
					非塩ビ系	汚れなし非塩ビ系	ビニールシート、空スプールなど							○	○
					硬質	汚れなし硬質非塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど							○	○
				軟質	汚れなし軟質非塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど							○	○	
				硬質 軟質	汚れなし非塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど							○	○	
発泡ウレタン・スチロール		汚れ、異物付着・混入無し			発泡ウレタン・スチロール	発泡スチロール、押出ボードなど							○	○	
②廃プラスチック類(塩ビ管)															
汚れ、異物付着・混入無し				標準色塩ビ管 色物塩ビ管	塩ビ管全般	下記品目以外の塩ビ管、塩ビ管継手全般						○	○	○	
					汚れなし標準色塩ビ管 汚れなし色物塩ビ管	標準色の塩ビ管、塩ビ管継手 色物の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等が無いこと。 汚れ、異物付着等が無いこと。	有価物となる場合あり。				○	○	○	
③木くず(特定建設資材廃棄物)															
広域認定製品					木くず全般	下記品目を含む特定建設資材廃棄物の木くず全般	金属等の異物を含まないこと。		○	○	○	○	○	○	
汚れ、異物付着・混入有り					木くず系広域認定品	パーティクルボード、合板	ベンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。	品目別、メーカー別に分別。			○	○	○	○	
汚れ、異物付着・混入無し					汚れあり木くず	ベンキ付着物、型枠材など	金属等の異物を含まないこと。						○	○	
					汚れなし木くず	パーティクルボード、合板、繊維板など	ベンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。						○	○	
④木くず(特定建設資材廃棄物以外)															
伐採材、伐根材					伐木・伐根	伐木、伐根など	竹、葉は除く。金属等の異物を含まないこと。	付着している土砂を除去し、適切な寸法に切断する。				○	○	○	
⑤紙くず(ダンボール)															
汚れ、異物付着・混入物無し					マテリアル用ダンボール	ダンボール	折りたたみ、雨水等に濡れないこと。	有価物となる場合あり。				○	○	○	
汚れ、異物付着・混入物有り					汚れありダンボール	汚れや異物混入があるダンボール	折りたたむこと。水濡れを含む。					○	○	○	
⑥紙くず															
再生可能		(セメント袋、芯材)			マテリアル用紙くず	セメント袋、紙製のガムテープ等の芯など	ラミネート加工されている紙は不可。	雨水等に濡れないこと。				○	○	○	
再生不可					サーマル用紙くず	ラミネート加工された紙、雨水等に濡れた紙など						○	○	○	
⑦がれき類(特定建設資材廃棄物)															
コンクリートがら				金属等異物の混入物 汚れた土砂、有機性の付着物	コンクリート全般	下記品目を含む特定建設資材廃棄物のコンクリート塊全般			○	○	○	○	○	○	
				コンクリートのみ(汚れ、異物付着混入の無い事)	コンがら(金属等異物付)	鉄筋コンクリートなど							○	○	
				30cm以上	異物付着のコンがら	コンクリート塊、鉄筋コンクリートなど							○	○	
				30cm未満	30cm以上のCo塊	コンクリート塊など	汚れ、異物付着等がないこと。						○	○	
				30cm未満のCo塊	30cm未満のCo塊	コンクリート塊など	汚れ、異物付着等がないこと。						○	○	
コンクリート2次製品などその他特定建設資材廃棄物					コンクリート2次製品	コンクリート平板、U字溝、コンクリートブロックなど							○	○	
アスコンがら					As塊	アスファルト塊など			○	○	○	○	○	○	
⑧がれき類(特定建設資材廃棄物以外)															
その他がれき		広域認定製品			コンクリート系広域認定品	ALCなど					○	○	○	○	
		広域認定製品以外			その他がれき類	石材が廃棄物となったもの、セメント瓦など							○	○	
⑨金属くず															
鉄くず				汚れ、異物付着・混入無し	金属くず全般	下記品目を含む金属くず全般						○	○	○	
非鉄くず				汚れ、異物付着・混入無し	汚れなし鉄くず	鉄筋、H鋼など		有価物となる場合あり。				○	○	○	
電線くず				汚れ、異物付着・混入無し	汚れなし非鉄くず	アルミ、ステンレス、銅など		有価物となる場合あり。				○	○	○	
				汚れ、異物付着・混入無し	電線くず	電線くずなど		有価物となる場合あり。				○	○	○	
⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボード)															
広域認定製品					石膏ボード全般	下記品目を含む石膏ボード全般				○	○	○	○	○	
石膏ボード分別単品以外					石膏ボード系広域認定品	石膏ボード		品目別、メーカー別に分別。			○	○	○	○	
石膏ボード分別単品				汚れ、異物付着・混入物の無いもの	石膏ボード単品以外	異物付き石膏ボード、石膏ボード粉など							○	○	
					石膏ボード単品	汚れない石膏ボード	汚れ、異物付着・混入無し						○	○	
⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスウール、岩棉吸音板、ロックウール)															
広域認定製品					ガラスくず系広域認定品	グラスウール材、ロックウール材	汚れ、異物付着等が無いこと。	品目別、メーカー別に分別。			○	○	○	○	
岩綿吸音板のみ					岩綿吸音板	岩綿吸音板							○	○	
ロックウールのみ					ロックウール	ロックウール材	汚れ、異物付着等が無いこと。	品目別、メーカー別に分別。					○	○	
グラスウールのみ					グラスウール	グラスウール材	汚れ、異物付着等が無いこと。	品目別、メーカー別に分別。					○	○	
汚れ(水濡れ物)、異物付着・混入物					汚れ・水濡れありグラスウール等	グラスウール材、ロックウール材							○	○	
⑫ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(メーカーリサイクル品等を除く)															
(瓦、タイル端材、レガ、はきゴミ)				埋戻し最終処分品	その他ガラスくず等	ケイカル板、タイル、ガラス、耐火被覆材など								○	
⑬複合建材															
再生不可					サーマル用複合建材		可燃性複合建材。					○	○	○	
再生可能					マテリアル用複合建材			品目別に分別。				○	○	○	
可燃性混合廃棄物															
					可燃性混合廃棄物	可燃性の混合廃棄物全般						○	○	○	
不燃性混合廃棄物															
					不燃性混合廃棄物	不燃性の混合廃棄物全般						○	○	○	
混合廃棄物															
					混合廃棄物	混合廃棄物全般			○	○	○	-	-	-	
危険物・有害物															
					危険物・有害物				○	○	○	○	○	○	

ステージ0：法令で分別が求められている必要最低限の分別

ステージ1：ステージ0に分別しなければ他の建設副産物の再資源化を阻害する品目を追加

ステージ2：ステージ1に広域認定制度で再資源化できる品目を追加

ステージ3：ステージ2にマテリアルリサイクルやサーマルリサイクルが可能な品目を追加

ステージ4：ステージ3に汚れや色の有無による分別可能な品目を追加

ステージ5：ステージ4から、さらに可能な限り分別すべき品目を追加

現場分別基準【解体工専用】

分別品目名	品質区分1	品質区分2	品質区分3	品質区分4	長野	具体的な品目例	条件	留意点	ステージ0	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4	ステージ5	
①廃プラスチック類	廃プラスチック全般				下品品目を含む廃プラスチック全般	壁クロス、長尺シートなど						○	○	○	
	汚れ、異物付着・混入有り		塩ビ系		汚れあり塩ビ系	ビニールシート、空スプールなど							○	○	
	汚れ、異物付着・混入無し		プラスチックのみ		汚れあり非塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど							○	○	
			非塩ビ系		汚れなし塩ビ系	ビニールシート、空スプールなど							○	○	
					硬質	汚れなし硬質非塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど							○	○
					軟質	汚れなし軟質非塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど							○	○
					硬質 軟質	汚れなし非塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど							○	○
発泡ウレタン・スチロール		汚れ、異物付着・混入無し		発泡ウレタン・スチロール		発泡ウレタン、発泡スチロールなど							○	○	
タイルカーペット		規格のサイズで、汚れ付着物のないモノ		タイルカーペット		タイルカーペット							○	○	
②廃プラスチック類(塩ビ管)	汚れ、異物付着・混入無し		標準色塩ビ管		塩ビ管全般	下品品目以外の塩ビ管、塩ビ管継手全般							○	○	
			色物塩ビ管		汚れなし標準色塩ビ管	標準色の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等がないこと。	有価物となる場合あり。					○	○	
③木くず(特定建設資材廃棄物)	再生可能		柱・梁		木くず全般	下品品目を含む特定建設資材廃棄物の木くず全般	金属等の異物を含まないこと。		○	○	○	○	○	○	
	再生不可		柱・梁以外		汚れなし柱・梁	柱、梁など	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。						○	○	
	汚れ、異物付着・混入有り				汚れなし木くず	パーティクルボード、合板、繊維板など	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。						○	○	
④木くず(特定建設資材廃棄物以外)	伐採材、伐根材				伐木・伐根	伐木、伐根など	竹、葉は除く。金属等の異物を含まないこと。	付着している土砂を除去し、適切な寸法に切断する。					○	○	
⑪紙くず	再生可能				マテリアル用紙くず	セメント袋、紙製のガムテープ等の芯など	ラミネート加工されている紙は不可。	雨水等に濡れないこと。					○	○	
	再生不可				サーマル用紙くず	ラミネート加工された紙、雨水等に濡れた紙など							○	○	
⑫繊維くず	畳(スタイロ畳除く)				繊維くず	畳(スタイロ畳除く)など							○	○	
⑤がれき類(特定建設資材廃棄物)	コンクリートから		金属等異物の混入物		コンクリート全般	下品品目を含む特定建設資材廃棄物のコンクリート塊全般			○	○	○	○	○	○	
			汚れた土砂、有機性の付着物		コンから(金属等異物付)	鉄筋コンクリートなど							○	○	
			コンクリートのみ		異物付着のコンから	コンクリート塊、鉄筋コンクリートなど							○	○	
			30cm以上		30cm以上のCo塊	コンクリート塊など	汚れ、異物付着等がないこと。						○	○	
			30cm未満		30cm未満のCo塊	コンクリート塊など	汚れ、異物付着等がないこと。						○	○	
コンクリート2次製品などその他特定建設資材廃棄物				コンクリート2次製品	コンクリート平板、U字溝、コンクリートブロックなど								○	○	
アスコンから				As塊	アスファルト塊など				○	○	○	○	○	○	
⑥がれき類(特定建設資材廃棄物以外)	その他がれき				その他がれき類	石材が廃棄物となったもの、セメント瓦など								○	
⑦金属くず	鉄くず		汚れ、異物付着・混入無し		金属くず全般	下品品目を含む金属くず全般							○	○	
	非鉄くず		汚れ、異物付着・混入無し		汚れなし鉄くず	鉄筋、H鋼など		有価物となる場合あり。					○	○	
	電線くず		汚れ、異物付着・混入無し		汚れなし非鉄くず	アルミ、ステンレス、銅など		有価物となる場合あり。					○	○	
					電線くず	電線くずなど		有価物となる場合あり。					○	○	
⑧ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボード)(メーカー判明)	珪素、ガミウム混入物				石膏ボード全般	下品品目を含む廃石膏ボード全般							○	○	
	原型を保ち、汚れ、異物付着の少ないモノ				珪素等混入石膏ボード								○	○	
	原型を保ち、汚れ、異物付着、複合有り				汚れなし石膏ボード	廃石膏ボード							○	○	
					汚れあり石膏ボード	廃石膏ボード							○	○	
⑨ガラスウール・岩綿吸音板・ロックウール	ガラスウール・岩綿吸音板・ロックウール		広域認定製品		ガラスウール系広域認定品	ロックウール材(断熱材)など	汚れ、異物付着・混入無し	品目別、メーカー別に分別。			○	○	○	○	
			広域認定製品以外		ガラスウール等全般	ガラスウール材、ロックウール材など							○	○	
⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(メーカー判明品等を除く)	残渣		埋戻し最終処分品		その他ガラスくず等									○	
⑬アスベスト含有建材					アスベスト含有建材	アスベスト含有建材(石綿含有産業廃棄物)			○	○	○	○	○	○	
⑭複合建材	再生不可				サーマル用複合建材		可燃性複合建材。						○	○	
	再生可能				マテリアル用複合建材			品目別に分別。					○	○	
可燃性混合廃棄物					可燃性混合廃棄物	可燃性の混合廃棄物全般							○	○	
不燃性廃棄物					不燃性混合廃棄物	不燃性の混合廃棄物全般							○	○	
混合廃棄物					混合廃棄物	混合廃棄物全般			○	○	○	-	-	-	
危険物・有害物					危険物・有害物	PCB、CCA処理木材、廃石綿など	特別管理産業廃棄物は政令で定める収集、処分に従う。		○	○	○	○	○	○	

ステージ0：法令で分別が求められている必要最低限の分別

ステージ1：ステージ0に分別しなければ他の建設副産物の再資源化を阻害する品目を追加

ステージ2：ステージ1に広域認定制度で再資源化できる品目を追加

ステージ3：ステージ2にマテリアルリサイクルやサーマルリサイクルが可能な品目を追加

ステージ4：ステージ3に汚れや色の有無による分別可能な品目を追加

ステージ5：ステージ4から、さらに可能な限り分別すべき品目を追加

現場分別基準【土木工用】

分別品目名	品質区分1	品質区分2	品質区分3	品質区分4	名称(仮称)	具体的な品目例	条件	留意点	ステージ0	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4	ステージ5		
①廃プラスチック類	廃プラスチック全般				名称(仮称)	下記品目を含む廃プラスチック全般						○	○	○		
	有価物				プラスチック系有価物		汚れ、異物付着等がないこと。	品目別に分別。有価で取り引きされているPPバンドなど。				○	○	○		
	汚れ、異物付着・混入有り			塩ビ系	汚れあり塩ビ系	長尺シートなど							○	○		
				非塩ビ系	汚れあり非塩ビ系	PPバンド、ビニールシート、空スプールなど								○	○	
	汚れ、異物付着・混入無し	プラスチックのみ		塩ビ系	汚れなし塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど								○	○	
			非塩ビ系	汚れなし硬質非塩ビ系	ビニールシート、空スプールなど			一部有価物。						○	○	
				軟質	汚れなし軟質非塩ビ系									○	○	
				硬質 軟質	汚れなし非塩ビ系	長尺シートなど								○	○	
②廃プラスチック類(塩ビ管)	塩ビ管全般				名称(仮称)	下記品目以外の塩ビ管、塩ビ管継手全般								○	○	
	汚れ、異物付着・混入無し	標準色塩ビ管			汚れなし標準色塩ビ管	標準色の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等がないこと。	有価物となる場合あり。				○	○	○	○	
		色物塩ビ管			汚れなし色物塩ビ管	色物の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等がないこと。							○	○	
③木くず(特定建設資材廃棄物)	木くず全般				名称(仮称)	下記品目を含む特定建設資材廃棄物の木くず全般			○	○	○	○	○	○	○	
	広域認定製品				木くず系広域認定品	パーティクルボード、合板	金属等の異物を含まないこと。	品目別、メーカー別に分別。							○	○
	汚れ、異物付着・混入有り				汚れあり木くず	パーティクルボード、合板	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。								○	○
					汚れなし木くず	柱、梁、無垢木、パーティクルボード、合板、繊維板など	金属等の異物を含まないこと。								○	○
④木くず(特定建設資材廃棄物以外)	伐採材、伐根材				伐木、伐根	伐木、伐根など	竹、葉は除く。金属等の異物を含まないこと。	付着している土砂を除去し、適切な寸法に切断する。							○	○
⑨紙くず(ダンボール)	汚れ、異物付着・混入物無し	水濡れ無し			マテリアル用ダンボール	ダンボール	折りたたみ、雨水等に濡れないこと。	有価物となる場合あり。							○	○
	汚れ、異物付着・混入物有り				汚れありダンボール	汚れや異物混入があるダンボール	折りたたむこと。水濡れを含む。								○	○
⑩紙くず	再生可能	(セメント袋、芯材)			マテリアル用紙くず	セメント袋、紙製のガムテープ等の芯など	ラミネート加工されている紙は不可。	雨水等に濡れないこと。							○	○
	再生不可				サーマル用紙くず	ラミネート加工された紙、雨水等に濡れた紙など									○	○
⑪繊維くず					繊維くず									○	○	
⑤がれき類(特定建設資材廃棄物)	コンクリート全般				名称(仮称)	下記品目を含む特定建設資材廃棄物のコンクリート塊全般			○	○	○	○	○	○	○	
	コンクリートがら	金属等異物の混入物			コンがら(金属等異物付)	鉄筋コンクリートなど									○	○
		汚れた土砂、有機性の付着物			異物付着のコンがら	コンクリート塊、鉄筋コンクリートなど									○	○
		コンクリートのみ	30cm以上		30cm以上のCo塊	コンクリート塊など	汚れ、異物付着等がないこと。								○	○
			30cm未満		30cm未満のCo塊	コンクリート塊など	汚れ、異物付着等がないこと。								○	○
	コンクリート2次製品などその他特定建設資材廃棄物				コンクリート2次製品	コンクリート平板、U字溝、コンクリートブロックなど									○	○
	アスコンがら				As塊	アスファルト塊など			○	○	○	○	○	○	○	
⑥がれき類(特定建設資材廃棄物以外)	その他がれき(セメント瓦)				その他がれき類										○	
⑦金属くず	金属くず全般				名称(仮称)	下記品目を含む金属くず全般									○	○
	鉄くず	汚れ、異物付着・混入無し			鉄くず	鉄筋、H鋼など		有価物となる場合あり。							○	○
	非鉄くず	汚れ、異物付着・混入無し			非鉄くず	アルミ、ステンレス、銅など		有価物となる場合あり。							○	○
	電線くず	汚れ、異物付着・混入無し			電線くず	電線くずなど		有価物となる場合あり。							○	○
⑧ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(メーカーリサイクル品等を除く)	(はきごみ)	埋戻し最終処分品			その他ガラスくず等										○	
⑫アスベスト含有建材					アスベスト含有建材	アスベスト含有建材(石棉含有産業廃棄物)			○	○	○	○	○	○	○	
⑬複合建材	再生不可				サーマル用複合建材		可燃性複合建材。								○	○
	再生可能				マテリアル用複合建材			品目別に分別。							○	○
可燃性混合廃棄物					可燃性混合廃棄物	可燃性の混合廃棄物全般									○	○
不燃性混合廃棄物					不燃性混合廃棄物	不燃性の混合廃棄物全般									○	○
混合廃棄物					混合廃棄物	混合廃棄物全般			○	○	○	○	○	○	○	
危険物・有害物					危険物・有害物	CCA処理木材など			○	○	○	○	○	○	○	

ステージ0：法令で分別が求められている必要最低限の分別

ステージ1：ステージ0に分別しなければ他の建設副産物の再資源化を阻害する品目を追加

ステージ2：ステージ1に広域認定制度で再資源化できる品目を追加

ステージ3：ステージ2にマテリアルリサイクルやサーマルリサイクルが可能な品目を追加

ステージ4：ステージ3に汚れや色の有無による分別可能な品目を追加

ステージ5：ステージ4から、さらに可能な限り分別すべき品目を追加